

神奈川県青少年保護育成条例

制定 昭和30年1月4日
条例第1号

神奈川県青少年保護育成条例は、青少年の健全な育成を図るためにこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的に、昭和30年1月に制定されました。

この条例は、青少年を罰するものではなく、青少年を大人が守り育てるために大人が心がけなければならないことを定めたものです。

主 な 内 容 点

用語の説明

青少年とは

小学生以上18歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く）をいいます。

図書類とは

書籍、雑誌、文書、絵画、写真、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、録音盤、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもので規則で定めるものをいいます。

がん具類とは

刃物（銃砲刀剣類所持等取締法により所持が禁止されている刀剣類を除く。）やがん具用の銃砲、花火、水中銃、弓矢、吹矢、手錠等の物品若しくは器具類又は性的感情を刺激するがん具その他の物品をいいます。

図書類・がん具類の自動販売機等に対する規制

包括指定制度の導入

次のようなものは、自動的に有害図書類、有害がん具類になり、青少年へ売ったり、与えたり、貸したり、見せたり、聴かせたりしてはいけません。

書籍、雑誌類

全裸、半裸、若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交、若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵を載せたページ(表紙を含む。)の数が、20ページ以上であるもの又は総ページの5分の1以上を占めるもの。

ビデオテープ、ビデオディスク等

上記と同じ描写の場面が合わせて3分を超えるもの。

がん具類

専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状等を有するもの、使用済みの下着(いわゆるブルセラ商品)

有害図書類の陳列場所の制限

有害図書類を陳列する場合は、次の方法で他の図書類と区分して、青少年の目につかない場所に置くか、屋内の十分監視できる場所に置かなければなりません。

有害図書類を陳列する方法

次のいずれかの方法で陳列することとなっています。

- 間仕切られた場所に陳列する。
- ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にした上で、次のいずれかの方法により陳列すること。
 - ・他の図書類を陳列する棚と60cm以上離れた独立した棚に陳列する。
 - ・10cm以上張り出した仕切り板と仕切り板との間に陳列する。

上記の陳列場所には、青少年に販売や閲覧が禁止されていることを表示することとなっています。

有害広告文書の制限

図書類やがん具類を宣伝する広告で、卑わいな姿態等の写真や絵で規則で定めるものを載せたチラシ等の文書を戸別に配布してはいけません。

こんなことも規定されています。

深夜外出の制限

保護者は、特別の事情がある場合を除き、深夜(午後 11 時から午前 4 時までの間)に青少年を外出させてはなりません。また、一般の県民や深夜営業を営む者等は、深夜に外出している青少年に対し、帰宅の呼びかけ等を行うよう努めていただきます。

深夜営業を行う施設への立ち入り制限

カラオケボックス、漫画喫茶及びインターネットカフェへの青少年の深夜の立ち入りを禁止します。

性的な被害から守るための規制

青少年から着用済み下着等を買受けること、売却の委託を受けること等を禁止します。また、青少年に対し、性風俗関連特殊営業の接客業務に従事することを禁止します。

インターネット上の情報に係る努力義務

保護者や、青少年が利用する一定の施設の経営者は、青少年がインターネットにより有害な情報を閲覧等することがないように努めていただきます。(フィルタリングソフトを活用する等)

保護者等の通知義務

青少年が覚せい剤、麻薬、大麻、凶器等を所持等したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに警察官等に通知し、その指示を受けなければなりません。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(略称:児童買春、児童ポルノ法)

未だにテレクラ等を介した少女との買春事犯やインターネット、レンタルビデオ店等を通じた児童ポルノの頒布事犯が後を絶たない状況にあります。

こうした中、平成 11 年 11 月 1 日、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害していることの重大さをふまえ、児童の権利を守るため「児童買春、児童ポルノ法」(略称)が施行されました。

この法律では、児童を「18 歳に満たない者」と定め、児童買春行為、児童買春の周旋・勧誘、児童ポルノの頒布・販売・製造等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等が定められています。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(略称:出会い系サイト規制法)

小・中学生を含め、18 歳未満の子どもが携帯電話やパソコンから「出会い系サイト」を利用して犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。(P36)

このことから平成 15 年 9 月に、「出会い系サイト」の利用により 18 歳未満の子どもが犯罪被害に遭うことを防止するための「出会い系サイト規制法」が施行されました。

この法律により、「出会い系サイト」を利用して、おとなが 18 歳未満の子どもに援助交際を勧誘することも、18 歳未満の子どもが援助交際の勧誘を行うことも、犯罪として処罰の対象となりました。また、子どもの「出会い系サイト」の利用の防止に努めることも、保護者の責務として規定されています。